

損害賠償請求事件について

このことについて、判決言渡がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成 2 7 年 9 月 3 日

教 職 員 課

平成 27 年 9 月 3 日  
教 職 員 課

## 損害賠償請求事件について

このことについて、平成 27 年 9 月 2 日付けで名古屋地方裁判所において、県側勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

### 1 当事者

原告 清須市在住の元教員  
被告 愛知県

### 2 事案の概要

#### 【経過及び原告の主張】

原告の主張によれば、原告は元教員であり、愛知県内の公立学校に勤務していたところ、平成 20 年 10 月、原告と自校生徒の保護者との間にトラブルが発生し、これが原因で原告は精神に失調をきたし、長期の療養に入った。しかし、原告は、休職開始頃から、療養により体調が回復したとして復職を希望するようになり、復職へ向けて支援プログラムの実施を申請したが、校長は原告の復職を妨害する行為を行った。こうした不当に復職を妨害されたことにつき、休職期間（約 2 年分）の給与減額相当分（約 702 万円）の損害及び精神的苦痛に対する 250 万円の補償、弁護士費用の支払いを求めている。

### 3 判決の概要

#### 【主文】

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする【県側勝訴】

#### 【理由趣旨】

原告は、校長が復職支援プログラムの実施申出を取下させたこと、その後も復職申請や復職支援プログラムの実施を認めなかったと主張する。

しかし、原告は、弁護士に相談した上で、その必要性に疑問を感じプログラム実施を辞退したと認められ違法な行為はない。また、原告は校長の勧めに応じて自ら復職支援プログラムの実施申出を思い止まっていたものであり、校長が不当に復職を妨げたとは到底認められない。

原告は、後任の校長も、復職支援プログラムの実施申出をさせない状態を続けたこと、原告の主治医に対して診断書の加筆を依頼するなど復職を妨害したと主張する。

しかし、原告の病状の回復状況等を考慮して実施申出を思いとどませた校長の行為は違法な妨害行為と評価できない。また、医師は自己責任で作成したもので、校長が加筆を求めたことに違法はない。

### 4 控訴期限

平成 27 年 9 月 16 日(水)